

麻しん(はしか)・風しん(三日ばしか)

予診票は記入もれのないよう保護者が正確に記入してください。

- ①体温は接種前に医療機関で測定します。
- ②身体状況等で心配なことがあるお子さんは、前もって主治医にお尋ねください。

病気について

《麻しん》麻しんウイルスの空気感染(※)によって起こります。感染力が強く、予防接種を受けないと多くの人がかかる病気です。

【症状】発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。最初3～4日間は38℃前後の熱で、一時おさまりかけたと思うと、また39～40℃の高熱と発疹がでます。高熱は3～4日で解熱し、次第に発疹も消失します。しばらく色素沈着が残ります。

【合併症】気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。患者100人中、中耳炎は約7～9人、肺炎は約1～6人に合併します。脳炎は約1,000人に1～2人の割合で発生がみられます。また、亜急性硬化性全脳炎という慢性に経過する脳炎は約10万例に1～2例発症します。予防接種を受けずに麻しんにかかった人は数千人に1人の割合で死亡します。

※空気感染(くうきかんせん) ウイルスや細菌が空気中に飛び出し、1m以上を超えて人に感染させることです。

《風しん》風しんウイルスの飛沫感染(※)によって起こります。

【症状】潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状ではじまり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。そのほか、眼球結膜の充血もみられます。発疹も熱も約3日で治るので「三日ばしか」とも呼ばれることがあります。

【合併症】血小板減少性紫斑病は患者3,000人に1人、脳炎は患者6,000人に1人くらいです。大人になってからかかると重症になります。

妊婦が妊娠早期にかかると、先天性風疹症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った児が生まれる可能性が高くなります。

※飛沫感染(ひまつかんせん) ウイルスや細菌がせきやくしゃみなどで、細かい唾液や気道分泌物につつまれて空気中へ飛び出し、約1mの範囲で人に感染させることです。

予防接種の副反応について

予防接種の副反応については、接種前に必ず医師に確認してください。

副反応の主なものは、発熱と発疹です。1期では、発熱は約18.4%にみられ、そのうち最高体温が38.5℃以上であったものは、約11.8%にみられます。2期では、発熱は約6.7%にみられ、そのうち最高体温が38.5℃以上であったものは、約3.8%にみられます。

発疹は1期で約4.9%、2期で約1.1%にみられます。

他の副反応として、注射部位の発赤・腫脹(はれ)、硬結(しこり)などの局所反応、じんましん、リンパ節腫脹、関節炎、熱性けいれんなどがみられます。

これまでの麻しんワクチン、風しんワクチンの副反応のデータから、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳炎、けいれんなどの副反応が、まれに生じる可能性もあります。

また、麻しんワクチンを接種した場合、発熱に伴う熱性けいれん(約300人に1人)を来すことがあります。その他、ごくまれに脳炎・脳症(100万～150万人に1人以下)の報告があります。

対象・接種スケジュール

定期接種の対象者		接種方法・回数
1期	1歳から2歳になる1日前まで	1回接種
2期	幼稚園、保育園の年長児の年齢に相当する1年間(小学校就学前の1年間)	1回接種

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方(37.5℃をこえる場合)
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③BCG・水痘等の注射生ワクチンの予防接種をして27日以上経っていない方
- ④1か月以内に麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ及びその他ウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等)に感染又は、感染者と接触があった方の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。
- ⑤このワクチンの成分によってアナフィラキシー(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)を起こしたことがある方
- ⑥3か月以内に輸血またはガンマグロブリン製剤の投与を受けた方及び、6か月以内にガンマグロブリンの大量投与を受けた方の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。
- ⑦その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

ワクチン接種後の注意

- ①接種後約30分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
 - ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
 - ③接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
 - ④当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
 - ⑤接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- ※予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、健康推進課へ連絡をしてください。

予防接種による健康被害の救済について

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく医療費、医療手当などの給付を受けることができます。

ただし、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて因果関係を審議後、定期の予防接種によるものと認定された場合にのみ給付を受けることができます。予防接種法に基づく給付の対象から外れた場合は、所定の手続き・審査後に独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付を受けることになります。給付申請の必要が生じた場合には、健康推進課へ連絡をしてください。

(問合せ先)長浜市健康推進課 : 65-7751